

平成29年9月1日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成29年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	千葉繁雄君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	太田雄君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	佐藤進君
水道事業所副所長	岩渕茂樹君
危機管理監	赤間隆之君
企画調整課専門官	佐々木敏正君
総務課総務管理班長	櫻井和也君
教育長	内海俊行君

教 育 次 長	本 間 澄 江 君
教 育 課 長	三 浦 敏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 9 月 1 日 (金曜日) 午前 10 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 1 日から 9 月 16 日まで 15 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 常任委員会の所管事務調査報告について

〃 第 5 東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告について

〃 第 6 東北放射光施設誘致調査特別委員会の調査報告について

〃 第 7 陳情第 1 号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情について (継続審査)

〃 第 8 陳情第 2 号 就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情について (継続審査)

〃 第 9 議案第 75 号 松島町個人情報保護条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 10 議案第 76 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 11 議案第 77 号 物品売買契約の締結について (提案説明) 【消防小型動力ポンプ付積載車購入】

〃 第 12 議案第 78 号 平成 29 年度松島町一般会計補正予算 (第 3 号) について (提案説明)

〃 第 13 議案第 79 号 平成 29 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)

〃 第 14 議案第 80 号 平成 29 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について (提案説明)

〃 第 15 議案第 81 号 平成 29 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

(提案説明)

- 〓 第16 議案第82号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)について  
(提案説明)
- 〓 第17 議案第83号 平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)  
について(提案説明)
- 〓 第18 議案第84号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につい  
て(提案説明)
- 〓 第19 議案第85号 工事委託に関する協定の締結について(提案説明)【仙石線高城町  
・手樽間高城こ線橋新設工事】
- 〓 第20 議案第86号 平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
(提案説明)
- 〓 第21 議案第87号 平成28年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について(提案説  
明)
- 〓 第22 議案第88号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て(提案説明)
- 〓 第23 議案第89号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて(提案説明)
- 〓 第24 議案第90号 平成28年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 〓 第25 議案第91号 平成28年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて(提案説明)
- 〓 第26 議案第92号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 〓 第27 議案第93号 平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて(提案説明)
- 〓 第28 議案第94号 平成28年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 〓 第29 議案第95号 平成28年度松島町水道事業会計決算認定について(提案説明)
- 〓 第30 報告第8号 平成28年度松島町健全化判断比率について
- 〓 第31 報告第9号 平成28年度松島町資金不足比率について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お伝えいたします。 ████████ さん外1名でございます。

本日の議事日程等は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 改めておはようございます。

本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正が2件、その他議案が3件、平成29年度補正予算が7件、平成28年度決算認定が9件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成29年6月9日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月9日に、第2回松島町議会定例会を招集し、14日までの会期において松島町防災の日を定める条例の制定、平成29年度一般会計予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月13日には、第2回心の震災復興グラウンド・ゴルフ大会が開催され、松島町内から100名以上の方々が参加し、活気あふれる大会となりました。

6月23日には、北上川下流河川事務所主催の重要水防箇所合同巡視が北小泉・下竹谷地区の吉田川沿いで実施され、要注意区間を現地確認し、河川の改修状況等について情報の共有化を図ることができました。

7月7日には、秋田県にかほ市において松島町・にかほ市夫婦町締結30周年記念式典が開催されました。記念式典に先立ち植樹式がとり行われ、式典では今後も夫婦のごとく苦楽をともに歩いていくことを相互に認識し、なお一層交流を重ね末永い友好関係を築いていくことを誓い合い、大いに交流を深めることができました。

7月8日には、K o b o パーク宮城にて倉敷市、塩竈市、松島町のトップセールスが行われ、それぞれの市町の魅力を十分にPRいたしました。

7月21日においては、松島町の交通死亡事故ゼロ1500日が達成されたことから、宮城県警本部長から褒状をいただきました。ひとえに交通安全にかかわる各団体の方々のお力添えと、さらには町民の意識があって達成できたものであり、これを継続していきたいと願っております。

7月23日には、第2回アトレ・るまつりが開催され、小雨であったもののミニS Lの試乗や紙芝居などは子供たちに盛況で、また第3回まつりの市が同時に開催されました。

7月28日には、文化観光交流館で全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会開会式が行われ、翌日から31日にわたり、雨でコンディションが悪い中熱戦を繰り広げました。

8月1日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、工事委託に関する協定の締結等の議案をご審議いただき、ご承認いただきました。

同日、議会全員協議会において、松島水族館跡地利活用及び松島町バリアフリー基本構想について報告させていただきました。

8月15日から16日までは、毎年恒例となりました松島流灯会海の盆が開催されました。悪天候のため開催も危ぶまれましたが、盆踊りや灯籠流しなどが行われ、雨にもかかわらず延べ

2万3,000人の町民や観光客の皆様が会場に足を運び、夏のひとときを楽しみました。

8月17日には、ことしで2年目となる松島こども英語ガイド修了式が開催されました。小学校5年から中学2年生までの松島の子供たち13人が、夏休み期間中に英語セミナーや現地研修会など全10回にわたり一生懸命練習し、8月11日と15日の2日間瑞巖寺や観瀾亭などで外国人観光客の皆さんに丁寧な英語によるガイドを行い、子供たちは楽しんで交流することができました。

8月25日には、復興庁郷参事官が着任挨拶のために来庁され、復興事業について意見交換を行いました。

8月31日には、土井亨復興副大臣が着任挨拶のため来庁されました。

次に、要望等でございますが、7月9日に松くい虫防除に関する要望外2件、7月13日には東日本大震災に関する要望等につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長の行政報告を終わります。

続いて、議長の諸報告は印刷をしてお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査につきましては、7月6日、8月2日、8月23日の例月出納検査の報告をいただいております。丹野監査委員さん、菅野監査委員さんのお二人の方、大変ご苦労さまでございました。

次に、請願・陳情・意見書等の受理は2件であります。内容は記載のとおりであります。

請願・陳情・意見書等の処理は3件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。7月24日、加美町議会運営委員会が、予算、決算特別委員会の運営等について、8月3日長崎県佐世保市議会市政クラブが、世界で最も美しい湾クラブの取り組みについて、8月9日、埼玉県蕨市議会新生会が、子育て支援事業の支援サイトについて調査のため来町しております。

会議等であります。6月9日の平成29年第2回松島町議会定例会を含め総件数75件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行であります。8月1日に「まつしま議会だより」第131号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の委員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会の調査についてであります。6月26日から28日におきまして、第2常任委員会がさま

ざまな施設や事業での子育て支援並びに公設・民営の認定こども園について、北海道南幌町、豊浦町において施設調査をしております。

また、8月8日から9日におきまして、議会運営委員会が、予算決算常任委員、広報広聴常任委員会並びに議会総合条例、輝くふるさと常任委員会の運営について、岩手県矢巾町、葛巻町において視察調査を行っております。

次に、議員・委員派遣についてであります。7月9日から7月30日の日程で議員3班に分かれまして町内12行政区に出向きまして議会報告会を開催しております。

また、7月25日、26日には、宮城県町村議会議員講座が宮城県自治会館で、8月29日には宮城県町村議会議員研修会が大河原町のえずこホールで開催され、議員延べ13人を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合及び広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、手元に配付している組合議会議員及び広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合の議会及び広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告を終わります。

---

#### 日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

初めに、第1常任委員会から地域防災の現状と課題について報告を求めます。第1常任委員会の委員長、お願いいたします。澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） それでは、第1常任委員会所管事務調査につきましてご報告をいたします。

調査事件、地域防災の現状と課題についてであります。

調査等期日は、平成29年4月6日外記載のとおりであります。

出席委員は、第1常任委員会委員6名でございます。

調査目的であります。東北地方に未曾有の災害をもたらした東日本大震災から早くも6年5カ月が経過した。これまで本町では被災者の生活再建を第一とした住宅再建支援や、災害公

営住宅の整備を初め、町民及び本町来訪者の安心・安全の推進に向けた復旧・復興の諸事業を実施してきた結果、避難施設、防潮堤、漁港整備等の防災復興関連施設の整備が進んでいる。今後、大震災の経験を踏まえ、災害に強いまちづくりをどのように進めていくか、これまでに完成した防災関連施設をどのように活用していくか等、取り組んでいく必要がある。より安全で安心なまちづくりのためにも、既成概念にとらわれることなくさまざまな見方や考え方が大切であると考え、防災対策に真剣に取り組んでいる先進自治体を訪問、視察研修を行い、松島町の地域防災についてもっと確かなものにするためにはどうあるべきかを検証することを目的に、視察研修調査を行ったものであります。

調査経過の概要であります。所管事務調査としまして、町の地域防災に対する考え方及び取り組みについての意見聴取を行いました。日時は平成29年4月27日、説明者は総務課赤間隆之危機管理官監外記載のとおりであります。

中ごろになりますが、地域防災に対する取り組み方は、東日本大震災の教訓から災害の被害を最小化する減災を基本に、松島町地域防災計画に基づき推進していくこととしている。なお、見直しに当たっては、住民の意見、町職員へのアンケート、そして町議会からの提言等を参考としている。具体的な取り組み施策としては次の7項目が上げられます。お目通しをいただきたいと思えます。

次に、先進地の津波防災に対する取り組み等、地域防災の現状についてであります。

初めに、和歌山県広川町を視察いたしました。広川町では、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.1）による津波被害を想定した津波ハザードマップを作成し、一時避難所15カ所と備蓄倉庫5カ所を設定、また夜間発災の場合を想定し避難誘導灯14基、蓄電池内蔵避難誘導灯142基、LED太陽光発電ライト33基を設定し、町民に対する津波被害を最小限に抑える努力を行っております。

地域の自主防災組織の結成及び活動状況は、広川町内の39地区全てに自主防災組織があり、組織率は100%となっております。町職員と各地区の自主防災組織の代表者が定期的に集まり、組織の活性化のための意見や情報交換を実施しております。

次に、2番目ですが、和歌山県串本町を視察いたしました。串本町は、本州最南端に位置し、地形的な特徴から津波到達時間が最も早い自治体と予想されており、3つの震源域（東海、東南海、南海）が連動して発生する南海トラフ巨大地震を想定した津波対策の取り組みで、避難困難区域の一部は解消されるが全てが解消されることは困難と見ております。町ではそのことを踏まえ、丘陵部を造成し、官公署や医療機関等の移転を進めており、民間

の既存施設活用を含めた次のような対策を推進しております。主な事業は下記のとおりであります。お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、次ページですが、具体的な施設等といたしまして、①から⑫ほかとなっております。お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、三重県伊勢市防災センターを視察いたしました。伊勢市防災センターは、平成28年2月に完成し、同年4月にオープンした施設で、伊勢市消防本部庁舎と併設されております。伊勢市民の安全・安心の確保と防災意識の高揚を目的に、子供から大人まで防災について学べる防災体験学習室のほか、イベント、講習会などに使用できる多目的ホールや研修室を備えており、市民の防災学習の場として利用されております。最後の段になりますが、災害時には、市の災害応急対策の拠点として、災害対策本部が置かれ、災害支援の消防防災機関等の活動拠点となる施設でありました。

最後に、所感であります。当特別委員会では、松島町の地域防災の現状を課題についてこれまで調査を進めてきました。地域防災計画について、町は住民の生命の保護と財産への被害の最小化を前提に、世代継続する防災まちづくりを基本理念としております。地域活動の活性化と地域防災力の強化を図るため、親から子、子から孫へと継続される防災のまちづくりを目指す体制を整えることとしております。また、見直しが行われた松島町地域防災計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで防災対策の一層の強化を図るとしております。松島町はこれまで数多くの避難道路や避難施設の整備事業、戸別受信機の設置、安全・安心メールの配信、防災マップや避難所運営マニュアルの作成、自主防災組織の組織率拡大など、防災対策は確実に進んでおります。しかしながら、整備された施設を今後どのように活用していくか課題は多いと思われる。より安全で安心なまちづくりのためには、既成概念にとらわれることなく、多様な見方、考え方が必要であります。今回、視察研修を行った和歌山県広川町、串本町そして伊勢市防災センターから、幾つか参考とすべき点があったので記しておきたい。

- 1) 防災の日を定め、全町挙げての防災訓練等を行い、防災に係る連携を整えること。
- 2) まつり等のイベントの機会を捉え、常に防災意識の啓蒙を図ること。
- 3) 幼稚園児などの小さいころから、毎日が防災訓練と捉えた防災に対する意識づけを図ること。
- 4) 学校と地域防災組織合同の防災訓練実施による地域連携強化を図ること。
- 5) 希望者に対する防災行政無線戸別受信機の設置。

6) 出前講座(防災対策)の実施と啓発活動の推進。

7) 避難誘導灯、避難誘導標識の設置。

8) 官公署等、特に防災拠点となる施設等の集約化と高台移転。(松島消防署等)

上記の対策について、本町における防災対策と照らし合わせ、参考となるものについては検討を加えて推進を図る、あるいは取り入れていくなど、さらなる防災力の向上につなげていくべきと考える。

以上で報告を終わります。

○議長(片山正弘君) 委員長の報告が終わりました。

報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山正弘君) なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で第1常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

次に、第2常任委員会から、少子化対策について報告を求めます。第2常任委員会小幡委員長お願いいたします。

○6番(小幡公雄君) それでは、第2常任委員会所管事務調査報告について、小幡のほうから報告申し上げます。

調査事件につきましては、少子化対策ということでございます。

調査期日、場所につきましては、平成28年4月5日の301会議室から、今年度の8月3日、同じ部屋まで17回行っております。お目通しください。

出席委員は、委員6名でございます。

調査の概要につきまして申し上げます。本町は、人口減少が続いており、子供の出生数は年70人程度、平成28年度は75人でしたが、までに落ち込む状況になっていると。町の定住人口の増加や、若い人が住んでもらえるまちづくりの一環として、子育てしやすい環境や教育環境の充実が求められているところであります。

こうした背景をもとに、将来の松島町にとって町自体の存続危機を初めとして少子化がもたらすさまざまな影響を勘案し、本町の喫緊の課題である少子化対策について、先進地事例の研修を踏まえた本町の行政施策との比較を行い、課題解決の一助に委員会としての意見をまとめ、町当局に提言することとしたものでございます。

調査の内容。まず1つは、松島町の少子化対策。町はこれまでに、松島町エンゼルプランや松島町次世代育成支援行動計画を策定し、さまざまな施策を行ってきたが、平成24年に子ども

も・子育て支援法が制定されたことを受け、これまでの取り組みの成果や現状を踏まえた上で、質の高い児童期の教育や子育て支援の充実を図る目的に、未来に向けた子ども・子育ての根幹となる「松島町子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。また町は、松島町教育振興基本計画に基づき、町民として日々成長する望ましい姿・目指す姿を実現するために、「松島で生きて、松島を大切にし、豊かな心を育てる」の基本方針のもと、町民総参加型の教育振興を推進するとしております。

この実現に向けて、幼児教育の充実、学校教育の充実、地域文化の継承と創造、生涯学習の推進及び町民総スポーツの推進を基本施策として事業を実施しております。

児童福祉では、松島町子ども・子育て会議からの本町の幼児教育と保育環境のあり方についての答申を踏まえ、保育施設に係る基本計画を策定し、具体的な検討を進めています。

また、少子化対策では、県の小学校入学準備支援事業補助金を活用しながら、第3子以降の小学校入学時に祝い金を支給することで、保護者の負担軽減を図っています。さらに、子育て支援に特化したホームページの運用を開始し、各種イベントや行事の情報提供により子育て環境の拡充に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業について協力会員や依頼会員の増加を図り、より利用しやすい事業の展開を進めております。

これまでの主な施策の現状は以下のとおりとまとめております。

1つは、児童館の設置、それから子ども医療費助成、児童の町民バス運賃無料化、それから留守家庭児童学級、そして小児医療及び救急医療体制の充実ということでございます。詳しくはあと、お目通し願います。

それから、2番目といたしまして、松島町子ども・子育て会議との意見交換でございます。平成25年11月25日付で松島町長から松島町子ども・子育て会議議長に対し、1つ、子ども・子育て支援事業計画の策定、2つ、子ども・子育て支援に関する施策についての2点についての諮問が行われております。子ども・子育て支援事業計画は平成27年3月に策定され、子ども・子育て支援に関する施策については支援事業計画の具現化のための施策として4点にわたり平成28年12月までにまとめられております。

子ども・子育て会議と第2常任委員会との意見交換は、幼児教育と保育環境のあり方についてであります。支援事業計画の具現化のための施策4点を中心に意見の交換が行われました。結果として、子育て会議は町からの諮問に対し答申を行うことになるが、会議委員の方々が苦勞を重ね策定した支援事業計画とその具現のための施策がまとめられました。今後の幼児保育行政施策の展開が予算編成をともに急務となっている現状をあらかじめ議会も理

解することができました。

3番目、先進自治体の取り組みについて報告させていただきます。

1つは、広島県の坂町というところがございます。PFI方式による子育て支援住宅の整備について研修をいたしました。坂町では、日本全体が少子高齢化と人口減少が進む中で、この自治体も若者の定住対策に力を入れているが、いち早く町出身者の若者向けに定住促進住宅としての特定公共賃貸住宅の建設、PFI方式によって踏み切っております。しかし、入居時に満5歳以下の有する世帯であることや、入居期限が5年あるいは子どもが小学3年生までといった要件の制約が強く、退去後の定住策も十分とは言いがたいとして、定住対策としては発展途上にあるということがございます。

それから、日本一の子育て村ということで島根県の邑南町に行ってみました。邑南町は平成16年の合併当時の人口1万2,944人が平成22年には1万1,959人と、5年間で985人の減少となり、危機感を持った町は平成22年度から平成27年度までの6年間で計画期間として過疎地域自立促進計画を策定しております。その中で、日本一の子育て村構想を立ち上げ、子育て支援や定住促進に町独自の経済的な負担軽減の制度を設け、持続可能な町を目指してまいりました。人口は直近の5年間で推計を上回る結果となり、人口減少は鈍化しております。子育て村推進本部では、日本一の子育て村を目指すに当たり、町民が一丸となって子育てに対する取り組みを進めていくとしております。

それから、合計特殊出生率日本一への取り組みについて、岡山県の奈義町でございます。奈義町は、活力と笑顔があふれるまちづくりの実現のため、全ての事業施策において町民、行政、議会が相互に連携し、力を合わせた取り組みを行っております。自治体規模としては人口6,182人の小さな町であります。平成14年12月に合併の是非を問う住民投票を実施しており、単独町制で歩むことを決定しております。合併によるメリット・デメリットは当時全国的に話題にされており、奈義町においても把握されてのことだろうと思われませんが、住民投票の結果をもとに行政並びに議会は相当の覚悟を持って行財政改革を行い、事務事業への取り組みを行ってきております。その結果として合計特殊出生率日本一への取り組みがあり、マスコミ等に取り上げられ話題になったことを契機に、さらにその取り組みを中心に高齢者在宅看取り率、自宅死亡率でございますが、岡山ナンバーワンが示す高齢者介護支援施策などでも徹底した取り組みが行われておりました。

それから、施設や事業で子育てを応援、子育てガイドブックというものがありますが、これが北海道南幌町でございます。次世代を担う子供たちの成長のために、家庭、地域、学校、行

政が協働して子供を愛し、守り、育てている南幌町では、さまざまな公共公益施設の活用や事業で子育てを応援しており、その事業施策をわかりやすいように乳幼児、小学、中学、高校、レジャー、暮らしのジャンルごとに一冊の子育てガイドブックにしております。利用いただく方に配慮したページ構成であり、非常にわかりやすいものとなっております、所管する教育委員会生涯学習課や保健福祉課のさまざまな公共公益施設に配置し、利用者から高評価を得ているものでございます。

最後になりますけれども、公設民営の認定こども園、子育てサービスについて、豊浦町でございますが、ここでは保育所と幼稚園を一体化した町内初となる公設民営の認定こども園が平成26年4月に開園しております。親の就労形態にかかわらず全ての子供が共通の質の高い教育、保育や子育て支援サービスなどの提供が受けられる環境の整備を目指す取り組みを行っております。建設財源は過疎債が適用され、後年度返済に交付税を充てており、さらには建設補助の上乗せ策としても森林整備加速化林業再生事業を活用し、道産材を使用することで保育環境にも配慮した建物となっております。

まとめといたしまして、第2常任委員会は、平成28年4月から29年8月までの間に本町の喫緊の課題である少子化対策について活動してきました。少子化は人口減少、高齢化、財政難、コミュニティ形成、地域活性化など多方面にわたり町の将来に大きく影響が及ぶことは周知の事実であり、松島町の現状は類似都市、町村と比較しても顕著であります。町の高齢化の進行と相反するように、少子化が急速に進行していく現状に歯どめとなる対抗手段を組織的、政策的に取り組まないとすれば、やがて松島町も消滅都市の仲間入りになってしまうのではないかと。当委員会は先進自治体の取り組み状況を調査・研修することで、我が町に生かせる有効な行政施策や取り組み姿勢の持ち方などを研修することができたと思っております。

そこで、町当局に対し、次の項目について提案するものでございます。

①保育環境への取り組みについて。子ども・子育て会議からの答申も含め、本町の保育環境の整備は喫緊の課題であることを考慮し、平成31年4月開設を目途に進行管理や執行体制を行うこと。

②定住対策について。若者の定住対策が叫ばれてから久しいが、東日本大震災の影響などもあり、これらの居住対策が遅々として進んでいない。他自治体の取り組みを参考によりよい若者定住対策が望まれます。

③子育てガイドブック。子育て事業を重点事業と位置づけるのであれば、速やかに他市町の

よいところを取り入れ、利用者に配慮したページ構成とわかりやすいものとなるよう改善を望みます。

最後になりますが、④子ども課の設置について。少子化対策は、行政施策の展開に当たり多課にまたがります。子育て支援事業などとあわせて子育てに係る総合支援窓口として、仮称ではございますが子ども課を設置することを望むものであります。

以上でございます。報告を終わります。

○議長（片山正弘君） 委員長の報告が終わりました。

報告に対する質疑あれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で第2常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

---

#### 日程第5 東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告について

○議長（片山正弘君） 日程第5、東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

東日本大震災復興対策特別委員会から、会議規則第46条第2項の規定によって中間報告したいとの申し出があります。お諮りします。申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、東日本大震災復興対策特別委員会から中間報告を受けることを決定いたしました。

阿部幸夫特別委員長の発言を許します。委員長。

○13番（阿部幸夫君） 東日本大震災復興対策特別委員会調査報告、中間報告をさせていただきます。

1. 調査事件。震災に係る被災状況の調査及び復興に関する事項。

2. 目的及び経過。平成23年3月11日に発生した東日本大震災を決して忘れてはいけないという認識が高まっている中、震災から2年9カ月を経過した平成25年12月現在においても、復興事業など道半ばの状況にある。また、議員改選前より東日本大震災復興対策特別委員会で調査等を行ってきたものの、中間報告で終わっている現状でもあり、今後も松島町の復興事業・災害対策などについて、注意深く実態・実状を検証していく必要があるという考えの

もとで、平成25年12月20日、新たな議会構成において東日本大震災復興対策特別委員会を設置し、調査を継続していくものとしたものでございます。

3. 調査期日・場所。平成25年12月20日から記載のとおりでございます。

4. 特別委員会構成と出席委員。記載のとおりでございます。お目通しを願います。

2ページをお開きください。

5. 主な調査の概要。平成25年10月20日から記載のとおりでございます。4ページまで続いております。

4ページをお開きください。

6. 調査の結果。町は大規模災害に備え、災害時の職員派遣や物資の提供、被災者支援などを町内外との災害支援協定（東松島市他）、民間企業（仙台コカ・コーラボトリング株式会社他）、団体（松島町社会福祉協議会他）との災害支援協定の締結を行い、有事に備え町民の安心度を高めた災害時の対策の機能強化は評価できる。

現在、復興事業は災害廃棄物の処理や災害公営住宅、避難施設、備蓄倉庫等はほぼ完成しているものの、今後の施設運営面において課題が残る。

避難道路等については、交付金事業として多くが整備されていることは、防災・減災の観点からも大いに評価できる。完成した道路もあり、関係者間での調整があることから事業におくれが生じていることは理解できる。高城川の護岸整備工事や松島橋のかけかえ工事など、県主体の復興事業においても協力連携の中で働きかけを行い、早期に完成するよう望むものであります。

7. 今後に向けて。平成23年3月11日に発生した東日本大震災から6年5カ月が経過した現在、町は急ピッチで復興事業を進めている。

東日本大震災復興交付金配分額は、第18回配分時点で約261億200万円のうち、全体事業における平成29年6月末現在での契約率は約62%であり、町としては一日も早い復興に向け、議員と一丸となり推し進めていく必要がある。

また、松島町地域防災計画の見直しに当たっては、原子力発電所の再稼働に係る対応を含め、年次計画や優先順位などを定め、実施計画を示しながら強力で推進し、一層の安全・安心なまちづくりに期待をするものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（片山正弘君） 以上で東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告を終わります。

日程第6 東北放射光施設誘致調査特別委員会の調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第6、東北放射光施設誘致調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本特別委員会は東北放射光施設誘致の調査のために平成26年3月20日に設置され、本定例会までの調査、検討を重ねてまいりました。特別委員長より調査結果について報告を求めます。高橋委員長。

○7番（高橋幸彦君） 東北放射光施設誘致調査特別委員会の調査報告書でございます。

1. 調査事件。東北放射光施設誘致の調査に関する事項。

2. 調査目的と経緯であります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興を目的に、東北6県や各県の経済団体、国公立7大学が一体となって東北への誘致を進めている東北放射光施設について、議会としても松島町への誘致を積極的に進めるべく、平成26年3月20日、東北放射光施設誘致調査特別委員会を設置いたしました。

設置後、町においても松島町東北放射光施設誘致協議会が設立され、議会からも櫻井公一議長、後に片山正弘議長でございます、阿部幸夫副議長、東北放射光施設誘致調査特別委員会の私と、小幡公雄副委員長が参画し、町とともに当該施設の誘致の実現に向けた調査・研究等を進めてまいりました。

3. 会議調査等の期日、場所は記載のとおりでございます。

4. 特別委員会の構成と出席委員も記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

5. 調査の概要は、東北放射光施設誘致の実現については、まず特別委員会委員として放射光施設とはどういうものなのかということを理解することが大切であることから、平成26年8月8日に松島町東北放射光施設誘致協議会の顧問で東北大学地域連携センター教授の鈴木康夫先生を講師に招き、震災後東北地域の新産業おこしの取り組みについて講話をいただき、理解とともに知識を深め、平成27年2月には国内最大規模の放射光施設である兵庫県佐用町の「S P r i n g - 8」の視察も行いました。

また、町協議会と連携する中、放射光施設に関連する各種シンポジウムに参加し、町協議会の国・県や関係機関への要望活動等について特別委員会で報告を受け、現状と課題意識の共有に努めてまいりました。

以下、会議等の概要を記します。

平成26年5月21日、東北放射光施設誘致調査特別委員会を開催しております。議題としては、

松島町東北放射光施設誘致協議会設立総会並びに第1回総会について、小幡副委員長から報告しております。また、今後の予定について協議をいたしまして、講話や施設視察研修を行うということを協議いたしました。

平成26年7月18日、東北放射光施設誘致調査特別委員会を開催いたしまして、東北放射光施設推進協議会設立シンポジウムへ参加いたしました。場所はホテルメトロポリタン仙台でございます。講演として「東北における加速器計画と成長戦略 東北放射光施設に期待するもの」。高エネルギー加速器研究機構名誉教授で東北大学・岩手大学客員教授の吉岡正和さんでございます。講演の2つ目は、「東北放射光施設構想の概要と計画推進について」。講師は、東北大学教授、東北放射光施設推進室長の濱広幸先生でございます。（「省略」の声あり）今、省略の声がございますので、調査の概要は4ページまで続いております。

6. 調査の結果及び所管でございます。東北放射光施設の誘致に関しては、毎年実施している議会報告会においても多くの町民の方から施設の誘致はどうなっているのか等の質問が年を追って聞かれるようになってきただけに、ことしの4月11日及び12日の新聞報道のとおり東北大学、仙台市の青葉山ですね、その候補地となって決定され、当特別委員会として町民の負託に応えることができない結果になったことはまことに残念でございます。これまで町とともに連携し、当該施設に関する理解や知識の醸成に努め、誘致について積極的に取り組んできた経過において、町の財政や経済、まちづくりのあり方や地域環境等、当該施設がもたらす影響等についてさまざまな観点から学ぶことが多く、松島町の将来を考える貴重な機会となった。平成29年6月9日の議員懇談会において、東北放射光施設誘致取り組みの結果として町執行部より報告があり、当該土地所有者として計画面積約125ヘクタールのうち、約75ヘクタールで太陽光発電施設に、残りの50ヘクタールを放射光関連施設に計画を変更し、引き続き関係機関に働きかけ誘致を進めたいとのことであります。

以上の経過を踏まえ、光科学イノベーションセンターの建設地選定諮問委員会が、東北大学を建設地として答申、同理事会で正式決定したことから、特別委員会の当該施設誘致に関する調査は終了せざるを得ないと判断するものであります。

しかしながら、町の東北放射光施設誘致協議会組織は存続し、放射光関連施設の誘致も引き続き進めることとしており、議会としても協議会の構成にかかわっていることから、今後も積極的に関連施設の誘致に協力していくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上で東北放射光施設誘致調査特別委員会の調査報告を終わります。

---

日程第7 陳情第1号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての  
陳情について（継続審査）

○議長（片山正弘君） 日程第7、陳情第1号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、平成29年第2回定例会に陳情を提出された第2常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。小幡委員長。

○6番（小幡公雄君） それでは、陳情第1号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情についてご報告させていただきます。

審査の期日、出席委員についてはお目通し願います。

出席を求めた参考人としたしまして、松島町町民福祉課の太田課長、町民サービス班の櫻井班長に参考人として出ていただきました。

採決の結果は、全会一致で採択すべきものとなりました。

審査の概要でございますが、平成29年5月30日付、松島町議会に宛陳情されたもので、平成29年6月9日、当委員会に付託された陳情第1号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情の審査の概要は次のとおりでございます。

当委員会では、審査を行うに当たって町民福祉課に参考人として出席を求め、陳情の内容について町の現状等の説明を受け、その後に意見交換を行いました。

参考人の説明、主なものを載せさせていただきますが、宮城県国民健康保険運営方針等について町として困っていることはということに対しまして、答えでございますが、広域化のスケジュールはここで省略させていただきますが、町としても議会や町民への説明を早くしたいところであるが、県は国の確定計数が出ない中での試算の公表は混乱を招くと考えている。町としては県へできるだけ公表を早めてもらうように話をしていくと。連携会議の中でどの市町村も保険税が上がることは避けたいので、基金などの公費の投入も検討しているが、納付金の金額が確定していないということでございました。

続いて、県の運営方針案に保険税の動向があるが松島町としての見通しはしているかということに対しまして、県の方針案では平成27年度の1人当たり調定額で最も高いのが色麻町の11万4,502円、最も低いのが山元町の6万3,245円で、1.81倍となっているので、低いところは平均化されて上がってしまうと考えられるという答えでございました。

保険料値上げに関して財政調整基金を当て込んだ激変緩和措置はという質問に対しまして、

激変緩和措置の話は出ているけれども、永続的なものではないので、標準化に伴うアップはあると考えていると。

松島町の国保財政調整基金はと、27年で2億7,000万円くらいだったが28年で1億8,000万円くらいになると。

それで、松島町の1人当たりの医療費は県内で8番目か9番目あたりかという質問には「そうです」という答えでございました。

それから、第2回目の試算がどうだったのか。近隣との情報共有はあるのかという質問に対しまして、自治体間での情報共有はしていないというお答えでございました。

いろいろなことを質問させていただきましたけれども、以上から委員による陳情書記載の理由や松島町の現状認識の確認が行われ、当委員会として採決の結果全会一致で「採択すべきもの」と決せられたということでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 委員長より報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。

委員長報告は採択すべきものであります。参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり討論はなしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、陳情第1号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情については採択すべきものと決せられました。

---

日程第8 陳情第2号 就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情について（継続審査）

○議長（片山正弘君） 日程第5、陳情第2号就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情につ

いてを議題といたします。

本件につきましては、平成29年第2回定例会に陳情を提出された第2常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。小幡委員長。

○6番（小幡公雄君） それでは陳情第2号就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情についてご報告させていただきます。

審査の期日、出席議員については記載のとおりでございます。

出席を求めました参考人として、教育委員会のほうから本間教育次長外2名の方に出席いただいております。

採決の結果は、ちょっと、変則的でございますので最後にご報告させていただきますが、審査の概要を先に説明させていただきます。

平成29年5月30日付、松島町議会宛陳情されたもので、平成29年6月9日、当委員会に付託された陳情第2号就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情の審査の概要は次のとおりでございます。

当委員会では、審査を行うに当たって教育委員会に参考人として出席を求め、陳情の内容について町の現状等の説明を受け、その後意見交換を行っております。

意見交換の中で、現在町で行っている就学援助についてと、松島町就学援助費支給要綱に基づき要保護児童生徒については生活保護から支給し、準要保護について町で支給しているということがございます。届け出については、3月広報や学校からのお知らせで周知しており、申請書を提出いただき、該当になるか審査をしております。

28年度実績は、小学生66名、中学生36名に支給しており、支給時期は年2回、7月と2月に行っているということで、支給額や支給方法について不満はないかという質問に対しまして、教育委員会として聞いたことがないという答えでございました。

そのほかの質疑についてはお目通し願いたいと思います。

委員の意見として、最後にお答え申し上げますけれども、就学援助については全て法律に基づき規定されており、松島町就学援助費支給要綱は平成19年4月1日から施行され、平成27年2月20日に改正されております。教育基本法第4条、学校教育法第18条で規定する児童生徒、さらには第19条により経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を与えるとあり、援助の種類も規定されております。現在、松島町では支給額や支給方法等に関して不平不満は確認されていないと。特筆すべきは町民福祉課が所管する要保護児童対策地域協議会に教育委員会、各小中学校、健康長寿課が連携し、経済的・養育的に問題が

ある子供にも対応している点が挙げられます。

以上から、委員による陳情書記載の理由や松島町の現状認識の確認が行われ、委員から動議が提出され陳情項目ごとに区分採決することに決し、委員会として、採決の結果について5番に戻っていただきますけれども、陳情項目1については全会一致で「採択すべきもの」、陳情項目2については全会一致で「採択すべきもの」、陳情項目3につきましては賛成少数で「不採択とすべきもの」となりました。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第2号を採決いたします。

陳情に対する委員会報告は一部採択すべきものであります。本件を委員会報告のとおり一部採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、陳情第2号就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情については委員会報告のとおり一部採択することに決定をいたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第9 議案第75号 松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第75号松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号、松島町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律第1条における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、平成29年5月30日に施行されたことに伴う改正であり、個人情報の管理に関する安全性の向上を目的として、個人情報及び特に取り扱いに注意が必要な情報の基準を明確にすることで個人情報の可否について従来よりも容易かつ客観的に判断できるようにする改正を行うものであります。

具体的には、個人識別符号の概念も個人情報として取り入れ、取り扱う規定を加えるとともに、要配慮個人情報の概念を条例に導入して、特に取り扱い注意を要する情報の基準を定める改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今回の改正につきましては、個人情報の管理に関する安全性の向上を目的として、個人情報及び要配慮個人情報の定義を明確化することで、個人情報の可否について従来よりも容易かつ客観的に判断することができるように所用の改正を行うものでございます。

議案書最終ページ、参考のページにて説明をさせていただきます。

具体的に申し上げますと、まず個人情報の定義についてですが、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものから、パソコンや電子的記録媒体のデータを含む電磁的記録により特定の個人が識別できるものと、個人識別符号も個人情報とするという変更です。

この個人識別符号ですが、身体の特徴のいずれかを電子計算機で使用するために変換した文字、番号、記号のことです。具体的には遺伝子、顔の形、網膜、声そのものや声道の形状、歩行に関する一連の動作や歩幅、手のひらまたは手の甲もしくは静脈の形状、指紋や掌紋のことを指します。またそれとは別に個別に割り振られた番号の記載されたカード、書類及び電磁的方式の記録のことも指します。具体的には、パスポートの旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の免許証番号、住民票コード、マイナンバー、国民健康保険証等の被保険者証の番号を指します。

次に、要配慮個人情報でございますが、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、障害の事実、健康診断または検査の結果、健康診断または検査の結果により指導または診療もしくは調剤が行われた事実、当該個人を被疑者または被告人として刑事事件に関する手続が行われたこと、当該個人が少年法に規定する保護事件に関する手続が行われたことといった本人に対する不当な差別、偏見が生じないように、特に情報の取り扱いに配慮を要するものを指します。今まで思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れのある個人情報を厳密な扱いを要するものとしていましたが、要配慮個人情報という定義を導入することで、配慮を必要とする情報の範囲を拡大するとともに、厳格な取り扱いを要する情報の可否を容易かつ客観的に判断することができるよう改正を行います。これにより、個人の権利、利益の保護に資する情報の管理が精度を高くして行える効果があります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案第76号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第76号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号、松島町町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料贈与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分しましたが、その他の改正事項について改正するものです。

主な改正内容につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等における控除対象配偶者を、同一生計配偶者に改めるものであります。また、緑地保全・緑地推進法人が設置管理する市民緑地の用に供する土地について、固定資産税及び都市計画税の特例措置を規定するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） それでは、説明させていただきます。

説明は、提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料により行いますので、お手数ですが条例に関する説明資料1ページをお開き願います。

改正事項の1点目、町税条例附則第5条第1項につきましては、地方税法第311条の改正にあわせて、個人の町民税における所得割の非課税の範囲等における控除対象配偶者を、同一生計配偶者に名称の変更を行うもので、施行期日は平成31年1月1日となります。

また、今回の名称変更は、平成29年度税制改正における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関係しますので、その概要について説明させていただきます。

条例説明資料1ページの中段をごらんください。

1点目は、定義規定の見直しになります。現行と改正後の表に記載のとおり、現行は納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の方を控除対象配偶者としておりましたが、改正後はその名称が同一生計配偶者となります。また、その同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者が控除対象配偶者となります。

次に、2ページをごらんください。

2点目は、控除の見直しになります。初めに、1つ目の丸になりますが、配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ所得控除額33万円の対象となる配偶者の前年の合計所得金額、現行38万円を超え45万円未満の上限が、改正後は90万円以下までに引き上げとなります。

次に、2つ目の丸になります。配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の上限が、改正後は123万円以下までに引き上げになります。

次に、3つ目の丸になります。配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除が適用される納税者本人の合計所得金額に、下記のアからエまでの所得制限が設けられます。

具体的には、条例説明資料3ページの次にあります個人町民税の配偶者控除、配偶者特別控除の控除額の見直し概要の資料をごらんください。

上の表が現行、その下が改正後の表となります。それぞれ、表の左側見出しが納税者本人の給与収入と合計所得金額、表の上の見出しが配偶者の給与収入と合計所得金額、表中が控除額の数値になります。現在の配偶者控除は、上段の現行表の左側から2列目の配偶者控除の欄のとおり納税者本人の前年の合計所得金額に関係なく33万円の控除が受けられますが、改正後は下の表のとおり納税者本人の前年の合計所得金額の4つの区分に応じて控除額が減っていく仕組みとなり、納税者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者

控除の適用が受けられなくなります。

次に、条例説明資料の2ページにお戻り願います。

改正事項の2点目、町税条例附則第10条の2第8項につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日である平成29年6月15日から平成31年3月31日の間に、緑地保全、緑化推進法人が町長の認定を受けた設置管理計画に基づいて設置した市民緑地の用に寄与する土地に対する固定資産税・都市計画税の課税標準について、設置後3年度分に限り国が定める基準の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において町の条例で定める割合を3分の2とするものです。

市民緑地認定制度については、民有地を地域住民の利用に寄与する緑地として設置管理するものが設置管理計画を作成して、市町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置管理活用する制度で、市民緑地のイメージとしては芝生広場や花畑、植栽、園路などが整備された地域の公園のようなものが想定されています。対象要件、認定基準については記載のとおりとなります。なお、現時点において、本制度活用の事前相談などはございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第77号 物品売買契約の締結について（提案説明）【消防小型動力ポンプ付積載車購入】

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第77号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第77号、物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約の締結につきましては、平成14年に配備しました消防小型動力ポンプ付積載車の使用年数が15年を経過し、老朽化が著しいことから、平成29年度石油貯蔵施設立地対策等交付金により更新を図るものであり、去る8月17日に入札に付し、議案のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

購入内容につきましては、普通四輪駆動の小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

なお、詳細につきましては、危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、物品売買契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

平成14年に松島消防団第4分団に配備いたしました消防小型動力ポンプ付積載車が、購入から15年を過ぎており老朽化が著しいことから、石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源といたしまして普通4輪駆動の消防小型動力ポンプ付積載車を1台購入し、更新を図るものでございます。

資料をごらん願いたいと思います。

主な仕様内容を記載しております。車両につきましては、3,000cc、ディーゼルエンジンの6人乗りでございます。可搬式の動力ポンプ1台を積載いたしまして、放水時に使用いたします吸水管、管鎗を装備いたします。ほかに、消火活動に使用いたします鳶口、金テコ、剣スコップ、はしご等などの備蓄品も合わせて装備いたします。

納入場所につきましては、初原岩清水の健康館隣の第4分団の車庫になります。

次ページの資料をお開き願いたいと思います。

写真の車両につきましては、平成27年度に購入いたしました第6分団に配備いたしました小型動力ポンプ付積載車でございます。今回購入する車両と規格、仕様内容等が同じですので、このような車両が納入されるというようなイメージの写真となっております。

最終ページの入札結果をごらんになっていただきたいと思います。

入札方法を、条件付一般競争入札としたところ、6社からの申し込みがございました。

入札の結果、仙台市泉区南光台東一丁目20番3号、株式会社共栄防災が落札しています。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第78号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第78号平成29年度松島町一般会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第78号平成29年度松島町一般会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。補正の概要を歳入歳出、補正予算、事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、平成29年9月にフランスで開催が予定されておりました世界で最も美しい湾クラブ総会が、平成30年4月に延期となったことに伴い、参加に係る旅費を減額するものであります。

12目町民バス運行費につきましては、平成29年6月28日に地域公共交通確保維持改善事業費補助金が交付決定したことに伴い、当町が抱える公共交通に関する諸問題に対応すべく、地域公共交通網形成計画策定事業を実施する経費について補正するものであります。

13目施設管理費につきましては、平成29年8月14日、被災地域交流拠点施設整備事業費補助金の内示を受けたことに伴い、桜渡戸分館整備に係る経費について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成28年度までに実施した事業に繰り入れをした繰入金の不用相当額について、基金へ積み立てするものであります。

2項2目賦課徴収費の通信運搬費につきましては、町県民税特別徴収用の税額決定通知書への個人番号記載により、簡易書留郵便による発送としたため郵送料が不足することから補正するものであります。また、償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税の確定申告により法人町民税の還付金が当初見込み額を上回ることから補正するものであります。

5項2目指定統計費につきましては、平成29年7月26日に就業構造基本調査市町村交付金が交付決定したことに伴い、5年ごとに実施される就業構造基本調査に係る経費について補正するものであります。

9ページをお開き願います。（「町長言っているページ数、ちょっと違う」の声あり）10ページをお開き願います。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、平成30年4月1日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、障害者及び障害児支援の拡充を図る等、制度改正に対応するため障害者総合支援システムの改修に要する経費について補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、長寿社会対策基金への積立金を補正するものであります。

2項3目保育所費につきましては、平成29年6月16日に宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金が交付決定したことに伴い財源更生をするものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、宮城県からの委託事業となる発達障害児地域生活モデル事業の参加児童がふえたことに伴う備品購入費及び私立保育所利用保育児童の増に伴い施設型給付費を補正するものであります。

11ページをお開き願います。

4款衛生費1項5目環境衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請が当初見込んでいた10基に達しており、今後の申請見込みを勘案し6基分を補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、経営体育成支援事業に対する担い手育成・確保等対策事業費補助金及び中山間地農業ルネッサンス推進事業に対する日本型直接支払推進交付金の内示等に伴い補正するものであります。

4目農地費につきましては、震災の復旧・復興事業に伴う大型車両等の交通量の増加により、舗装面の損傷が著しい農道北小泉・幡谷線舗装補修に係る経費について補正するものであります。

7款商工費1項3目観光費の旅費につきましては、平成29年9月にフランスで開催が予定されておりました世界で最も美しい湾クラブ総会が、平成30年4月に延期になったことに伴い、参加に係る旅費を減額するものであります。負担金補助及び交付金につきましては、平成29年8月3日をもって任期満了となった国際交流員の後任の任用に伴う経費を補正するものであります。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計において実施する東日本大震災復興交付金事業に係る財源を繰り出すものであります。

5目街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります町道根廻・磯崎線道路整備事業（磯崎地区）の跨線橋整備について、東日本旅客鉄道株式会社との委託協定内容の協議が整ったことから減額するものであります。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、平成29年8月2日に宮城県ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助金が交付決定したことに伴い、ドクターヘリランデブーポイントサイン設置に係る経費について補正するものであります。

10款教育費2項1目小学校管理費につきましては、第二小学校敷地の一部について、かねてより地権者と協議を重ねておりました相互の土地を交換するための経費について補正するも

のであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い増額するものであります。

震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業及び保育所保育料の震災減免に対する一般財源負担分について措置される見込み額を補正するものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金が交付決定したことに伴う震災減免対応により減額するものであります。

4ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金及び16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費に対するものであります。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金から3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に対するものであります。

5ページにわたります。

16款県支出金2項1目総務費県補助金から9目消防費県補助金及び3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に対するものであります。

6ページにわたります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金について財源を精査し各種特別会計より繰り入れするものであります。

2項1目財政調整基金繰入金及び4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました事業に対するものであります。

20款繰越金につきましては、平成28年度決算に伴い補正するものであります。

22款町債1項6目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき補正するものであります。

7目総務費につきましては、歳出でご説明しました桜渡戸分館整備事業に対するものであります。また、14ページに記載しております町道根廻・磯崎線（磯崎地区）跨線橋整備事業について、工期に平成29年度から平成31年度までの3カ年を要することから債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、資料の説明ということで、まず東日本大震災復興交付金基金積立金内訳の資料について説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書は9ページでございます。

2款1項17目東日本大震災復興交付金基金費25節積立金26億4,942万1,000円でございます。

平成28年度までに実施いたしました事業に繰り入れした交付金の不用額について取りまとめをした表でございます、A3判3枚となります。

主な理由といたしましては、平成27年度から平成28年度に事業費を繰り越したものの支出に至らなかった残額となります。交付金の所管省庁ごとに表を作成しておりまして、1ページ目は文部科学省事業分及び農林水産省事業分、2ページから3ページにかけては国土交通省事業分で、3ページの最下段に合計金額を記載しております。

内訳ですが、文部科学省分は該当なしで、農林水産省分が3事業分、3,332万6,000円。国土交通省分が22事業分で26億1,609万5,000円となります。

説明は以上でございます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 事項別明細書8ページ、主要事業説明資料1件目でございますが、2款1項12目の地域公共交通網形成計画策定事業について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、ことし2月の全員協議会や施政方針でご説明申し上げました町営バスの運行に係る抜本的な見直しを図るために、地域公共交通網形成計画策定事業を国土交通省と協議を進めておりましたが、このたび平成29年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の内示を受けたことから、策定事業に必要な経費として地域公共交通会議の委員報酬、費用弁償さらには計画策定に係る業務委託料等を補正予算として計上するものでございます。

内容といたしましては、計画策定に係る検討機関として従来の地域公共交通会議委員に学識経験者、JR関係者を加えた組織及びその専門部会をそれぞれ3回開催して計画策定を行っていくものでございます。

地域公共交通網形成計画は、地域公共交通活性化法に基づく計画となっており、町にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとなります。そのため、まちづくりや観光振興などの地域戦略との一貫性や、具体的で可能な限り数値化した目標などを明確に

位置づけする必要があります。単にデマンドタクシーを導入するだけや、ダイヤ改正をするだけの事業計画では国からの認定は受けられず、運営手法、新たな交通手法など交通を面的に捉えた計画とする必要があります。地域公共交通網形成計画に位置づけをした再編事業については、さらに実施計画を策定し、国土交通大臣からの認定を受けることで運営費への補助やデマンドタクシーを導入する場合におけるシステム導入費、デマンドタクシーの車両を購入する場合の補助等を受けることができます。特に、運営補助については金額が大きくなることから、国としても交通網形成計画や再編実施計画の策定は必須となっております。

次にまいります。

事項別明細書 8 ページ、主要事業説明資料の 2 件目でございますが、2 款 1 項 13 目桜渡戸分館建設事業について説明をさせていただきます。

当事業につきましては、6 月議会で設計調査費と既存施設解体費を計上させていただいた事業でございます。設計業務につきましては、6 月中に発注をし、業務を進めてきております。既存施設の解体につきましては、10 月末を工期として発注事務を進めているところであります。8 月 14 日付で宮城県補助でございます被災地域交流拠点施設整備事業補助金として 1,900 万円の内示がありましたので、本体工事について補正予算として提案させていただきました。

建物としては、主要事業説明資料の 2 ページでございますように、現在地への建て替えを予定しております。木造平屋建て、床面積が 97.72 平米の建物になります。また、一般財源がマイナス 9 万 7,000 円となっておりますが、本体工事を発注することにより既に発注済の設計業務費も含めまして施設整備事業債を充当することができるため、減額となっております。

この事業は単年度完了が原則になっておりますので、極力早目に発注し年度末の完了を目指してまいります。

私から 3 件目でございますが、事項別明細書の 13 ページをお開きいただきます。主要事業説明資料では 8 件目でございます。右肩に 8 と書いてございます。

10 款 2 項 1 目松島第二小学校用地購入事業についてでございます。今回の補正につきましては、松島第二小学校敷地のうち未取得であった部分の土地について交換を行い、その交換する土地について交換差額分を支払うものでございます。

交換用地の概要ですが、お手元の資料、黄色で着色した部分でございます高城字田中裏 3 番地の 1 外の町有地 561.17 平米と、青色で着色した部分でございます高城字田中裏 2 番地の 3 外 559.13 平米でございます。

当該地につきましては、不動産鑑定により意見書とし町有地が平方メートル当たり 3,000 円、

交換対象地が4,000円とされており、これらを掛けまして町有地分が168万3,510円、対象地が223万6,520円となり、この差額分の55万4,000円を支払うものでございます。昨年6月から交渉を再開し、今年度には所有者本人立ち会いのもと測量をし、境界を確定いたしました。一方で、不動産鑑定意見書のデータをもとに交渉を重ねてまいりましたが、内諾をいただくことができましたので、相互の土地を交換するための経費について補正するものであります。

以上であります。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 主要事業説明資料になりますが、3番目に戻っていただければと思います。

補正予算事項別明細書につきましては、11ページになります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費のうち、19節補助金を除いた8節報償費、11節需用費、14節使用料及び賃借料が事業費となります。

本事業につきましては、町内にございます遊休農地を活用し育てた水稲以外の作物である果樹や山菜等を松島の特産品への取り組みとして、加工技術の育成に伴う研修会、そして新たな栽培技術習得に向けた研修会等に係る事業費として合わせて20万円を計上しております。なお、6月16日に本事業に係る財源であります日本型直接支払推進交付金の内示に伴い補正予算に計上するものでございます。

続きまして、主要事業説明資料の4番になります。

補正予算事項別明細書は、同じく11ページとなります。

同じく6款農林水産業費1項3目農業振興費のうち、19節負担金補助及び交付金になります。

本事業は、町内農業生産法人のコンバイン購入に対し一部補助するものでございます。全体の購入費用は、991万2,000円となっており。うち275万3,000円を支援するために今回補正予算に計上するものでございます。町からの補助を差し引いた715万9,000円は、農業生産法人が負担するものであり、この事業に対する財源の要件は機械・施設を導入する際には自己資金及び購入に係る消費税を除いた額の10分の3が補助率で、上限300万円までとなっているものでございます。なお、財源であります担い手育成確保等対策事業費補助金につきましては、5月1日に配分額通知を受け、7月26日にその配分額通知に基づく実施計画の承認を受け、補正予算に今回計上するものでございます。

続きまして、主要事業説明資料はございませんが、A3の資料として添付させていただきました県立都市公園松島公園占用物件移設撤去工事という図面を説明させていただきます。

この図面にあります事業費は、補正予算事項別明細書の12ページ、7款商工費1項3目観光費のうち15節工事請負費となっております。

本事業につきましては、平成29年8月21日付で県より通知を受けたことに伴いまして、町が県立都市公園松島公園に占用しております物件26件中10件について、県事業であります松島公園津波防災復興工事の支障となることから移設撤去するものでございます。なお、箇所につきましては図面にて示しておりますが、図面左上①が県営第1駐車場近辺となっております。県営第1駐車場から中央広場にかけて5カ所、グリーン広場から県営第5駐車場にかけて5件となっております。なお、移設撤去した物件等につきましては、一時仮置きをし、県の公園整備工事とすり合わせをした上、今後設置等を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 事項別明細書、前ページに戻っていただきまして、11ページをお開きください。

主要事業説明資料5になります。

6款1項4目農道北小泉幡谷線舗装補修事業の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、東日本大震災の復旧・復興での大型車両の交通量増加に伴い、農道北小泉幡谷線の舗装面が著しく損傷しており、道路維持業務委託及び建設課直営で応急対応をしましてまいりましたが、損傷度合いが増してきておりましたので、通行車両の安全な走行に支障を来していることから、舗装補修工事を行うものであります。

A3判の資料をごらんください。

施工箇所につきましては、ふる緊道路であります。東部交流センター前の道路の起点側より終点側幡谷方面に向かいます。歌ノ入の入り口部分まで、延長1,800メートル区間につきまして部分的な舗装補修を行うものであります。

舗装面につきましては、路盤まで補修が必要でありますので、アスファルト舗装を撤去いたしまして路盤の成形を行い、アスファルト舗装工を行うものであります。

資料下段、平面図の赤着色箇所が部分的に補修を行う箇所でございます。

農道北小泉幡谷線舗装補修事業につきましては、以上でございます。

続きまして、事項別明細書12ページ、主要事業説明資料6になります。

8款5項5目町道根廻・磯崎線道路整備事業（磯崎地区）の補正につきまして説明いたします。

町道根廻・磯崎線道路整備事業（磯崎地区）につきましては、復興交付金事業により実施しておりますが、平成29年度はJR跨線橋工事委託について計画しておりました。東日本旅客鉄道株式会社仙台支社と協議を進めてまいってきたところであります。

当初予算では、今年度橋梁下部工の協定締結を行う予定でしたが、工事全体について協定締結を行い、連続して工事を行う協議結果となったものであります。

工期につきましては、平成29年度から平成31年度の3カ年で計画をしておりまして、債務負担で実施するものであります。今年度につきましては橋梁下部、橋台工事の準備工であり、本格的な工事は平成30年度からとなりますことから、今年度分の工事委託を減額するものであります。

また、電力設備及び通信設備等の補償費につきましては、当初は移転補償費として予算計上し、協定とは別に補償契約をする予定でしたが、今回協定の中で移転工事として実施することになりましたので、補償費につきましても減額をするものであります。

②になりますが、債務負担行為の設定であります。3カ年工事となりましたので今回補正で債務負担の設定をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、環境防災班所管の補正予算の説明をさせていただきます。

事項別明細書は13ページとなります。主要事業説明資料は右肩に7と付してありますのでごらん願いたいと思います。

事業名、ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業でございます。

このドクターヘリランデブーポイントとは、消防機関が搬送してきました緊急患者をドクターヘリで医療機関に搬送する、救急車とドクターヘリが合流、ランデブーをする場所となっております。

今回の補正につきましては、このランデブーポイントの環境整備に係ります補助事業の照会がことしの5月に参りまして、この申請を行い、8月2日交付決定がなされたものでございます。この宮城県ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助金、この交付決定に伴いまして、住民への周知並びに運行時の安全確保を図るため、町内4施設のドクターヘリランデブーポイントへの看板整備に必要な経費を補正するものでございます。

設置箇所につきましては、資料下段に記載しているとおり、松島運動公園、こちらが野球場

バックスクリーンの下に1カ所、松島フットボールセンター、こちらは無床体育館と備蓄倉庫がございます多目的広場、こちらに1カ所。長松園森林公園町民の森、こちらは円形広場の入り口に1カ所。松島東部交流センター、こちらはプールのフェンス前に1カ所ということで設置を行ってまいりたいと思います。サイズにつきましては、高さが90センチメートル、幅120センチメートル、材質がアルミ複合パネル、こちら表に薄いアルミ板を張った軽量タイプのものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 以上で提案説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

再開に先立ちまして、皆さん暑いとき、どうぞ上着を脱いでもらっても結構ですので、執行部の方も、その辺はご自由をお願いします。

---

日程第13 議案第79号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第79号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第79号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成28年度療養給付費等交付金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第80号 平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号) について (提案説明)

○議長 (片山正弘君) 日程第14、議案第80号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第80号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (片山正弘君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第15 議案第81号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明)

○議長 (片山正弘君) 日程第15、議案第81号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第81号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成28年度地域支援事業交付金の確定による支払い基金への返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (片山正弘君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第16 議案第82号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明)

○議長 (片山正弘君) 日程第16、議案第82号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第2号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第82号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申

上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第83号 平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算  
（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第83号平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第83号平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区及び高城区の平成28年度決算に伴う繰越金等について補正し、松島区及び高城区の区有財産へそれぞれ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第84号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第84号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに長田雨水ポンプ場整備に関連して、雨水管渠整備を実施する経費を補正するものであります。

また、長田排水区雨水管渠築造事業につきましては、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては、水道事業所長から説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、主要事業説明資料の長田排水区雨水管渠築造事業についてご説明させていただきます。

2枚目の図面をお開き願いたいと思います。

今回補正を行う長田排水区雨水管渠築造工事の施工箇所等であり、左上に位置図、中ほどに平面図がございますが、現在東日本大震災復興交付金事業により磯崎字長田地内で整備を進めている長田雨水ポンプ場への流入管渠の整備でございまして、雨水ポンプ場の建設工事にあわせ、最下流の特殊マンホールを平成30年夏までに完成する必要があることから、今回その整備経費として6,200万円を補正するものであります。

補正の概要といたしましては、雨水管渠工延長51.0メートル。ヒューム管パイ1350ミリ、延長40.4メートル。ボックスカルバート1,100掛ける1,100ミリの延長10.6メートル。特殊マンホール工2基。付帯工、既設ヒューム管パイ800の撤去工等でございます。

図面の右側が、今回工事を予定している標準横断図であり、上側が既設排水路と接続するボックスカルバート部の横断図でございまして、土被り0.6メートルから1.1メートルくらいで布設し、また、下側はヒューム管部の横断図でございまして、土被り1.3メートルから1.5メートルくらいで町道長田臨港線へ布設するものでございます。

なお、今年度中の完成が見込めないことから、繰越明許を設定し繰り越しするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第85号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）【仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事】

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第85号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第85号工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道

路整備に係る仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事を、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定より、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事委託に関する協定につきまして説明いたします。

資料1 ページ目の位置図をお開き願います。

町道根廻磯崎線につきましては、起点が国道45号根廻地区、終点が県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ町道であります。復興交付金事業で実施しております磯崎側につきましては、美映の丘より県道奥松島松島公園線までであります。今回の協定箇所といたしましては、赤丸箇所のJR仙石線交差箇所であります。

資料の2 ページ目をお開きください。

工事委託箇所につきましては、橋梁本体部分であります。橋台工及び橋桁の設置工であります。橋桁につきましては町で制作を行いますので、橋桁費は協定に含まれておりません。また、橋の上の舗装工につきましても町で行いますので協定に含まれておりません。

左上の平面図であります。橋梁の全体延長につきましては23.83メートルであります。図面左側が美映の丘、右側が県道側となります。JR仙石線につきましては、図面の上が石巻側、図面下が仙台側のトンネル入口部となっております。

左下の側面図であります。濃い赤で着色してあります両側のL字型及び逆L字型の部分が橋台であります。橋台につきましては岩盤に設置しますので基礎ぐい等の設置は行いません。

左下の上部工、橋桁の標準横断図であります。幅員につきましては全体で17.8メートル、道路幅員で17メートルであります。箱型の橋桁を23本設置し、横方向の連結を行うものです。橋の両端部につきましては、コンクリートの壁の上にフェンスが設置されます。

これと別にですが、図面にはありませんけれども、橋梁本体工事の施工に伴い電力線及び電柱等の移設もありますので、補償工事費として今回の協定の中に含まれております。

右上の工事概要であります。橋長L=32.83メートル。幅員W=17.0メートル。下部工、橋台工2基。上部工、これは橋桁架設のみになりますけれども、L=23.7メートル。地覆工

一式。高欄工一式。電気設備移設工一式であります。

協定書に戻っていただきまして、済みません、議案書に戻っていただきまして（不規則発言あり）済みません。

協定金額につきましては7億1,088万円であります。

協定の相手方につきましては、仙台市青葉区五橋一丁目1番1号東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所であります。

工期につきましては、平成32年3月31日であります。補正でも説明したとおり、平成29年度から平成31年度の3カ年の債務負担行為設定を行い実施するものであります。

当初計画事業費より、橋梁部の事業費が増額となっておりますが、震災以降の資材及び人件費の増額、東日本旅客鉄道株式会社での詳細設計による列車運行に対する工事安全費の増額及び電力関係などの移設補償物件を補償契約ではなく今回の協定の中に入れてための増額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第86号 平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第86号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

今回の未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金のうち、1,728万359円を資本金へ組み入れ、残額の4,505万1,595円を繰り越しすることで未処分利益剰余金を処分しようとするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第87号 平成28年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

- 日程第22 議案第88号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第23 議案第89号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第24 議案第90号 平成28年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第25 議案第91号 平成28年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第26 議案第92号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第27 議案第93号 平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第28 議案第94号 平成28年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第29 議案第95号 平成28年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） お諮りいたします。日程第21、議案第87号から日程第29、議案第95号までは、平成28年度各種会計決算認定に関する議案であり関連がございますので、一括議題として、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第21、議案第87号から日程第29、議案第95号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成28年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、平成28年度の我が国の経済は、経済再生、デフレ脱却に向けた政府の経済政策により、

雇用、所得環境が改善しつつあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、アジア新興国経済脆弱性やイギリスのEU離脱が支持されたことから、世界経済の先行き不透明感がさらに高まっている状況であり、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきまして、丹野、菅野両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

平成28年度の一般会計の決算につきましては、歳入総額169億6,586万7,000円に対し、歳出総額128億735万2,000円となり、歳入歳出差し引き額41億5,851万5,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から、繰越明許費繰越額6億7,502万7,000円及び事故繰越繰越額4億1,882万5,000円を合わせ差し引いた30億6,466万3,000円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、15億3,300万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積み立てするものであります。

平成28年度予算に対する歳入の収入率は92.08%、歳出の執行率は69.51%となっております。

町税につきましては、固定資産税、軽自動車税等の増額により、町税全体で前年度より1,919万円ほど増収となり、徴収率は前年度より0.7%の増の95.1%となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして、説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策能力の向上を図るための研修や福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、広報などを通じて町民の皆様に町政や町の動き、行事等を広くお知らせしたほか、各種イベントや観光情報等をホームページやフェイスブック等に掲載し、即時性をもって情報発信に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、総合計画審議会において、行政評価制度や復興関連事業に係る進捗状況の報告や議論を行い、長期総合計画に掲げる各施策の推進を図りました。

企業誘致につきましては、宮城県主催の企業立地セミナーに参加し、町のPRや情報交換を実施したほか、東京都内や名古屋市内の金融機関を訪問し、企業誘致に向けた情報収集に努めました。

また、東北放射光施設誘致に向け、県や大学など関係機関への働きかけを行い、特に施設の運営主体となる光科学イノベーションに対しては、建設候補地の視察や誘致計画の説明を行うなど、機会を捉えて施設誘致に対する積極的な姿勢をアピールしてきました。

さらに、町の誘致協議会において、看板や横断幕を設置し、町の誘致活動にかけた熱意を示しました。

放射光施設誘致につきましては、ご承知のとおり本年4月、建設候補地として東北大学が選定されましたが、光科学イノベーションや東北大学、東北経済連合会からは放射光施設に関連した企業や研究機関の誘致について支援協力する旨の申し出がありましたので、今後も関連の研究施設や企業の誘致に努めてまいります。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金と津波住宅再建支援事業補助金を引き続き交付し、町外からの定住者確保に努めました。

また、移住地として松島の魅力をPRするため、東京都内で開催された県主催の宮城移住フェアにおいて移住希望者に対し情報提供や移住相談を実施するとともに、松島高等学校観光課生徒を対象とした定住促進セミナーを開催し、定住意識の向上を図りました。

さらに、定住促進ガイドブックを作成し、宮城移住サポートセンターを初め、住宅メーカーや不動産事業者などに配付し、松島町への定住について強くアピールをいたしました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づき、建物の建築等の際に地区ごとに定められた景観形成基準について、事前協議などを通じ町民や事業者の方々にご理解をいただきながら、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

交通安全費につきましては、カーブミラー等の交通安全施設整備工事と、横断歩道や停止線等の区画線整備工事を実施し、交通事故防止に努めました。

さらに、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業としましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携して、酒類等提供事業者への訪問及びリーフレットを配付し、飲酒運転根絶を呼びかけました。

その結果、平成28年11月20日に交通死亡事故ゼロ1230日を達成し、宮城県知事から褒状を授

与されました。

諸費につきましては、行政区長等の移動研修会を開催し、福島県郡山市にて、互助を中心とした地域づくりに向けた取り組みについて研修を行いました。

また、警察及び防犯指導隊などの関係団体と連携を図り、住民の安全と犯罪、非行の未然防止と各地区の防犯灯設置及び電気料金の助成を行い、夜間の安全確保に努めました。

電子計算費につきましては、住民情報システム、財務会計システム、総合行政ネットワークシステム及び地域情報システムの運用並びにセキュリティ対策を実施しました。

また、社会保障、税番号制度への対応としてシステム改修業務を行い、国によるマイナンバー制度の推進に向けたシステム環境整備を計画的に進めました。

町民バス運行費につきましては、路線バスの運行並びに第二小学校及び第二幼稚園へ通学バスの運行を行い、公共交通空白地区に通勤、通学、外出のための移動手段を確保したほか、町民バスの運営見直しに係る調査、検討を行いながら、懸案だった松島駅、松島海岸駅への乗り入れについても関係機関と協議を進め、公共交通ネットワークの構築に努めました。

東日本大震災復興交付金事業としては、避難施設や備蓄倉庫の建設工事を実施したほか、自家発電機設備を整備し、災害対策の推進を図りました。

復興推進費につきましては、震災復興計画の具現化に向け、復旧・復興関連事業間の調整を行いながら事業推進を図ったほか、避難道路及び下水道施設等の整備を初めとする復興交付金事業計画の作成を行い、町が実施主体となる事業に対する復興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。

東日本大震災復興交付金事業として、漁業集落防災機能強化事業（名籠・早川地区）、市街地復興効果促進の道路整備事業（町道磯崎・手樽線）が完成し、松島地区避難場所整備事業（石田沢・三十刈）につきましては、舗装工事を終え、供用開始しております。

また、松島町起業家高齢者活躍の場創生協議会に対し支援を行い、町内の荒廃農地3.5ヘクタールに対し、ワラビ、桃、梨、イチジクの苗木を植樹し、またタケノコの育成のため竹林1.4ヘクタールに対し整備を行いました。

地方創生費につきましては、地方創生加速化交付金事業として採択を受け実施いたしました官民連携による松島リブランディング推進事業は、松島の観光資源の再発見・再認識を行い新たな松島の価値について検討及び実践を行いました。

また、松島町における観光客の動態や消費行動について調査を行い、観光消費が町の各種産業へどのくらい波及しているのかを客観的に分析を行いました。

また、松島町創業者支援事業補助金として、新たに町内で創業する者に対して創業にかかる費用を支援しました。

ふるさと納税費につきましては、町内の個人及び事業者が取り扱う商品等を返礼品として提供いただき、事業のリニューアルを行い、日本全国の皆様より多くのふるさと寄附金をいただきました。

戸籍住民基本台帳につきましては、町民の利便性向上を図るため、週の初日の窓口延長を引き続き行い、諸証明の交付事務を実施するとともに、第三者による虚偽の届け出や諸証明の不正取得を防止するため、本人確認を適正に行い、個人情報保護に努めました。

また、マイナンバー制度に伴う個人番号通知及びマイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

選挙費につきましては、7月に任期満了による第24回参議院議員通常選挙が執行されました。

また、同月には鶴田川沿岸土地改良区総代選挙及び宮城海区漁業調整委員会委員選挙が執行されましたが、候補者数が選挙すべき総代数6名並びに委員数9名を超えないため無投票となりました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員児童委員への活動支援や社会福祉協議会を初めとする福祉団体等への助成をいたしました。

また、東日本大震災で被災された方が災害公営住宅へ入居する際の支援金の支給を行いました。

障害者福祉費につきましては、障害のある方に障害者総合支援法などに基づき町が施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。

また、有資格者による保護者からの子育てについての困りごと相談の実施、障害者等相談支援事業の実施、第3回障害者計画、第5期障害福祉計画策定に向けて、障害のある方やその家族が暮らしやすいまちづくりを進めるための必要な支援等の調査を行っております。

地域活動支援センター「希望園」では、週4日は障害児とその家族が日中一時支援事業を、週1日は障害者が交流サロン事業として利用し、松島町社会福祉協議会へ委託し実施しました。

このほか、心身障害者医療費助成事業、障害者団体への助成などを行いました。

老人福祉費につきましては、自主的な活動の場や、交流の場を支援したほか、元気な高齢者が自ら主体となって地域の支え手となるよう、老人クラブ等の組織に対して啓発を行いました。

また、虐待の対応等やむを得ない事由による緊急的な保護措置や成年後見制度の活用により、高齢者の生命や生活の安全を図ることができました。

臨時福祉給付金費では、消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への負担軽減を目的に国が暫定的に給付措置をとったものであり、町は給付金支給に係る事務を行いました。

児童措置費につきましては、子供のいる家庭の生活安定と、次世代を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校終了前までの児童の養育者に対して児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、労働等で保育の必要性がある保護者にかわり、子供の健全な育成を図ることを目的に、保育所において保育を行いました。

また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、各保育所において延長保育を実施し、高城保育所においては朝7時から夜7時までの特別延長保育も実施して対応しました。

磯崎保育所では、保護者が一時的に保育できない場合に利用できる一時預かり事業も実施しました。

各保育所とも、適切な施設管理運営を行い、子供たちが安心して過ごせる保育環境整備に努めました。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭に対する医療費助成を行い、医療機会を確保し、経済的負担の軽減を図ることに努めました。

子ども医療対策費につきましては、子供に対する医療費助成を、通院、入院とも対象年齢を18歳に達する最初の年度末までに拡大し、医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、福祉の向上に努めました。

子育て支援事業費につきましては、子育て支援センター事業により相談対応や各種教室、イベントを実施し、子育て中の保護者の交流の場の提供に努めました。

ファミリー・サポート・センター事業を新規事業として開始し、住民相互の子育て支援体制の整備を行いました。

子ども・子育て会議では、幼児教育と保育環境のあり方について答申がなされ、今後の取り組むべき施策の方向性が示されました。

子育てに係る情報発信の強化を図るため、子育て支援に特化したホームページを作成し、広報体制の整備に努めました。

国のモデル事業として、発達が気になる子供への支援事業が採択され、保育士が幼稚園教諭とともに専門知識やスキルを研修し、安心して子育てができる環境づくりに努めました。

児童館費につきましては、遊びを通じた子供同士、親同士の交流の場を提供し、また、各種イベントにより児童館利用の促進を図りました。

対象児童を小学校6年生までに拡大した留守家庭児童学級においては、利用者ニーズに対応し、放課後の子供の安全な居場所づくりに努めました。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携により、休日及び夜間の医療提供体制の継続的な確保を図り、住民が安心して必要な医療が受けられるよう努めました。

また、住民が生涯にわたり、心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、みやぎ心のケアセンターを初めとした関係機関・団体と連携・協力し、住民の健康づくりに力を注いでまいりました。

予防費につきましては、健康増進法及びがん対策基本法に基づく各種検診、予防接種法に基づく予防接種を実施いたしました。

予防接種につきましては、平成28年10月から新たにB型肝炎ワクチンが定期接種となったことから、適時適切に接種できるよう接種勧奨に努めました。

また、ウォーキングマップを活用した運動教室や各種イベントでの健康づくりコーナーの開催等、幅広く健康や運動、食育に関する正しい知識と情報の伝達・普及に努めました。

母子衛生費につきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでさまざまなニーズに対し、切れ目ない総合的な相談支援を実施し、保護者の育児に関する不安軽減と知識の向上を図りました。

また、第四次母子保健計画等の評価を行い、平成30年度からの計画期間である「第五次母子保健計画」「第二期歯と口腔の健康づくり基本計画」「第三期食育推進計画」を策定いたしました。

環境衛生費につきましては、町内一斉清掃活動において各地区等が収集した奉仕ごみを処理するとともに、環境美化推進委員による早期発見のためのパトロール活動を実施し、宮城県へ不法投棄巡視要請を行い、監視体制の強化に努めました。

また、公衆衛生組合連合会の協力のもと、新たに乳剤等の防疫殺虫剤を配布し、宮城県獣医師会と連携して町内11会場で狂犬病予防集合注射を実施し、狂犬病感染予防に努めるなど、環境衛生対策の充実を図りました。

塵芥処理費につきましては、町内199カ所において生活系ごみを収集し、さらに年4回のハッピーマンデーにおける燃えるごみの収集を行いました。

また、ごみ分別及びリサイクル等に関する啓発活動を通じ、ごみの減量化に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、町内ホテルの協力をいただき、家族ふれあい料理教室などの講座を実施したほか、小学校、幼稚園や保育所等の児童、幼児向けの読書活動推進のため「図書の巡回文庫」や「子どもの本移動展示会」を実施し、親と子供が身近に本と触れ合う機会を提供いたしました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき、産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による、大豆及び飼料用米等の集団転作を7組織、77ヘクタールで実施しました。

生産調整につきましては、345.7ヘクタールが実施され、実施率は105.6%で円滑な生産調整が行われました。

地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつの市」、11月の「産業まつり」が開催され、安心・安全な地場産の農林水産物及び加工品の提供と、生産者と消費者の交流が図られました。

また、11月の「大漁かきまつりイン磯島」等への参加で、観光産業等との連携もなされました。

さらに、埼玉県滑川町で開催された11月の「滑川まつり」へ参加し、町内の地場産品PRや町外組織との交流も図られました。

農村整備事業につきましては、下志田地区において、圃場の補完工事が実施されました。

さらに、農山漁村地域復興基盤総合整備事業に手樽地区が認められ、事業が開始されました。

農地費につきましては、県営事業であります、銭神地区かんがい排水事業の用水路工事並びに不來内地区かんがい排水事業の排水機場機械設備更新工事を実施しました。

また、銭神排水機場改修事業の建屋及び排水路設計を実施しました。

林業振興費につきましては、広葉樹の森等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、空中散布97.57ヘクタール、地上散布64.17ヘクタール、樹幹注入事業、伐倒駆除事業も宮城県を初め近郊3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害及び防除対策に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖漁業等への支援を行いました。

漁港建設費につきましては、古浦漁港防潮堤整備事業に係る設計を実施し、銭神漁港防潮堤整備工事費につきましては用地買収、物件等の補償及び工事を実施しました。

また、東日本大震災復興交付金事業であります磯崎漁港漁具倉庫建設工事及び古浦・名籠漁港の用地かさ上げ工事を実施し、復興事業の推進に努めました。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援及び中小企業振興資金融資に係る補償料補給を行い、商工業者の経営安定のための支援を行いました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、通常の相談日以外に「まつの市」開催時にも臨時の相談受付を行いました。そのほか、消費生活講習会を開催や、高齢者等への啓発品の配布を実施し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

また、町内において、結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう、商工会青年部と連携し、出会いサポート支援事業を実施しました。

観光費につきましては、歴史、文化などの松島特有の恵まれた自然環境や地域資源を生かし、松島の魅力発信に努め各種の取り組みを行いました。

観光誘客宣伝事業として松島観光協会、宮城県観光連盟、日本三景観光連絡協議会等との連携を図り、観光客の受け入れ態勢の充実、催しの開催の充実に努めました。

7月から9月に夏の松島を「笑顔咲く旅伊達な旅」として、仙台・宮城【伊達な旅】夏キャンペーンを観光事業者等と連携して実施し、誘客につなげました。

広域の観光連携の取り組みとして、岡山県倉敷市及び岐阜県大垣市並びに秋田県にかほ市との観光交流事業や「再発見松島湾ダーランド構想」による宮城県と松島湾岸3市3町との連携により観光交流促進につなげることができました。

昨年度に引き続き国際交流員を雇用し、外国人から見た松島の魅力を国内外に向け発信するとともに、外国人の受け入れ体制整備に向けた対応強化に努めました。

松島湾プロモーションの取り組みとして、松島ファンクラブ事業を実施し、年会費を無料とすることでより多くの方にご入会をいただき、松島の魅力の再発見や情報発信に努めました。

また、松島こども英語ガイド事業では、町内在住の小学5年生から中学3年生を対象に参加者を募り、外国人観光客に向けて町の魅力を英語で案内ができる人材の育成を行いました。

松島観光協会と連携した各種催しの開催として、霊場松島のお盆の行事として「松島流灯会海の盆」及び恒例の「紅葉ライトアップ」並びに「松島の月」の魅力をPRするとともに、松島のおいしい地場産品を味わっていただく企画として「松島かき祭り」等のイベントを通じた生産者と観光業者が連携として、松島の食材のPR努めました。

観光客の利便性を高めるため、仙台空港からの二次交通対策として東松島市、岩手県平泉町、松島町の共同による周遊バスの実証運行を実施し、広域的な交通網の整備とニーズ調査を行いました。

また、瑞巖寺総門トイレ整備工事に着手いたしました。

文化観光交流館費につきましては、大ホールを活用し、仙台を拠点に活動する音楽アーティスト等を招き音楽コンサートや、民謡歌手によるふるさと民謡祭を開催し、若者や幅広い年齢層が楽しめるさまざまな芸術文化講演事業を実施しました。

また、指定管理者による自主事業を実施するとともに、効果的な施設の運営に努めました。

道路維持費につきましては、トンネルの補修工事を実施し、道路施設の長寿命化に取り組みました。

道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区避難道路の用地買収、物件等の補償及び整備工事を実施し、復興事業の推進に努めました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに、地区計画区域内における行為の届け出など、都市計画に係る各種行為に対する事務を通じ、良好なまちづくりの推進を図りました。

また、都市計画審議会において、国道45号歩道拡幅に係る都市計画道路及び隣接する都市計画公園の区域変更に関する宮城県からの意見照会に対する諮問について、原案のとおり承認することで答申をいただきました。

公園管理費につきましては、指定管理者が施設の適切な管理運営に努めるとともに、各種スポーツ教室などを実施し、利用者のスポーツ技術の向上と健康増進に努めました。

街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります、町道根廻・磯崎線道路整備事業の磯崎側の整備工事を実施し、根廻側につきましては、測量設計、用地買収及び物件等の補償を行い、事業の推進に努めました。

住宅管理費につきましては、町営住宅長寿命化計画を策定しました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金を引き続き交付し、沿岸部の浸水被害対策の推進と、被災した宅地等所有者の生活再建の負担軽減を図りました。

非常備消防費につきましては、消防団第2分団の消防車庫が老朽化していることから、詰所機能を備えた消防車庫の実施設計に着手し、防災、防火対策の強化に努めました。

災害対策費につきましては、高城避難所の屋上に防災行政無線の屋外拡声支局の設置工事を実施するとともに、行政区長等への戸別受信機を配付し、災害時における情報発信の強化を図りました。

避難施設管理費につきましては、完成した避難施設を各行政区へ指定管理を行い、施設の有効活用を図るとともに、石田沢防災センターの椅子やテーブルなど、施設利用に必要な備品

を購入しました。

教育費につきましては、「誇りと絆を育み、しなやかに生きる松島人」として、松島町教育振興基本計画及び平成28年度松島町教育基本方針に基づき、一人一人が自信と誇りを持ち、しなやかに力強く生きるための教育環境の整備に努めました。

小中学校費につきましては、町内の小学校、中学校、高校において地域や防災、観光などとテーマに発表や交流をする事業を通して、「ふるさと松島」の現状やこれからの将来についてみんなで考えるなど、志教育の充実に努めました。

また、町内の教職員の資質の向上として、秋田県にかほ市教育委員会との交流をもとに、校内研究の活性化を図り、指導力向上プログラムの実践推進に努めました。

幼稚園費につきましては、第一幼稚園の3歳児保育を開始するとともに、第二幼稚園の平成29年度からの3歳児保育の開始準備を進めるなど、地域の教育環境の拡大に努めました。

心のケア・不登校対策につきましては、学びの相談室の活用、学び支援事業と連携しながら、児童・生徒の状況に合わせた支援を実施いたしました。

また、新たにスクールソーシャルワーカー活用事業を導入し、学校と家庭、関係機関との連携を図り、学校生活復帰につながるよう努めました。

学校教育環境の整備につきましては、特別に支援を要する児童の受け入れに伴い、教室をふやし、手すりを設置するなど、児童の安全・安心な教育環境の整備を行いました。

社会教育総務費につきましては、生涯学習活動推進に努め、特に青少年ボランティアの「ジュニア・リーダー」の育成に取り組み、海の盆や初原地区のお泊まり会への協力など、活動の場を広げ積極的に地域に貢献しました。

松島地区に平成28年度に開所した松島防災センターを会場に、小・中学校を対象とした松島防災キャンプを松島消防署や消防団等の関係機関と連携し東日本大震災の教訓を生かした避難所体験などの活動を実施しました。

さらに、協働教育の推進を目的として、各小・中学校においては、歴史や文化、風土の体験活動や出前授業を行う「松島まるごと学」を実施し、特に小学校では瑞巖寺や品井沼干拓の学習などを地域と協働しながら取り組みました。

公民館費につきましては、町民に各種教室・講座を開設し、生涯学習の機会を提供いたしました。

特に「松島の歴史を学ぼう」「松島町史を読む」の講座は、松島の文化・歴史の再発見として人気の高い講座となりました。

また、分館活動を通して、教養の向上や健康増進、地域間の交流促進に努めました。

文化財保護費につきましては、引き続き瑞巖寺本堂を初めとする指定文化財の修復・保護への補助を行い、所管する施設や史跡の維持管理に努めました。

また、文化財のマスタープランに位置づけられる「歴史文化基本構想」の策定に取り組み、大学教授などの学識経験者や地域代表などで委員会を組織し、基礎資料の取りまとめや関連する文化財群の仕分けなどを実施しました。

なお、平成28年4月に「政宗が育んだ伊達な文化」が日本遺産に認定されたことに伴い、宮城県及び3市1町並びに民間事業者で実行委員会を組織し、周知・広報事業を実施しました。

給食施設費につきましては、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全で栄養バランスに配慮した学校給食の提供に努めるとともに、食育の推進として、栄養士による食に関する指導や野菜生産者との交流会などを継続して実施しました。

また、郷土料理給食や、地場産推進デーを設け、町内産の食材をふんだんに取り入れた献立を工夫し、松島ブランドの環境保全米「ひとめぼれ」や、みそ、トマト、タケノコ、ブルーベリーなど地場産品の利用促進に努めました。

保健体育総務費につきましては、リズム運動や器械体操を通して子供の体力・運動能力の向上、さらにはスポーツ意識の高揚を図りました。

また、全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会の開催に向け、実行委員会を設立し、各関係機関との調整や、円滑な運営準備に努めました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、漁港の災害に伴う用地買収、物件等の補償及び工事を実施し、施設の復旧に努めました。

続きまして、特別会計の決算についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額21億6,472万7,000円に対し、歳出総額19億7,652万9,000円となり、歳入歳出差引額1億8,819万8,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の社会保障及び福祉の増進と、適切な医療を確保するための医療給付等を適正に行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億9,203万円に対し、歳出総額1億9,172万1,000円となり、歳入歳出差引額30万9,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を適正に行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額15億9,036万6,000円に対し、歳出総額15億3,912万8,000円となり、歳入歳出差引額5,123万8,000円をもって決算を行っております。

介護保険制の周知及び相談体制の充実を図り、各関係機関と連携を図りながら、円滑なサービス利用、適正な介護保険運営に務めました。

また、平成29年4月より実施となる介護予防・日常生活支援総合事業について、対象者の状況に応じたサービスを提供するため、町民や関係団体に対して周知や講話を行い、関係機関と協働してスムーズに移行できるよう努めました。

さらに、年間を通じて住民主体の通いの場の創設について啓発や支援に当たったことで、実施箇所数が増加し、高齢者の閉じこもり防止や、介護予防の一助となりました。

認知症対策においては、国が定める認知症施策推進総合戦略を踏まえ、サポーター養成講座を実施したほか、認知症ケアパスを作成する等、認知症高齢者への理解を深め、各種取り組みを強化しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額640万9,000円に対し、歳出総額640万9,000円となり、歳入歳出差引額はゼロ円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者の予防プランを委託し、関係サービス事業者への助言、指導や連絡調整により、適正なサービス提供につなげました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額8,583万8,000円に対し、歳出総額8,161万5,000円となり、歳入歳出差引額422万3,000円をもって決算を行っております。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場製品の提供を行い、誘客に努めました。

また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、お月見の会や紅葉ライトアップ等で夜間営業を実施しました。

環境整備として、樹木剪定、古木伐採等を行うとともに、10月に観瀾亭大ケヤキが倒木したことに伴い倒木撤去工事を実施し、維持管理に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェベイランドにおいても地場製品を使った軽食の提供を行い、地産地消に努めました。

施設の維持管理を行い、観光客の誘客にも努めました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額273万5,000円に対し、歳出総額190万1,000円となり、歳入歳出差引額83万4,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入等が主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。

そのほかは、財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額47億232万円に対し、歳出総額27億3,854万1,000円となり、歳入歳出差引額19億6,377万9,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額11億2,823万2,000円及び事故繰越繰越額1億4,072万4,000円を差し引き、6億9,482万3,000円が実質収支額となっております。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は155万4,000立方メートルとなっております。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場11カ所の運転管理により、降雨時等の対応を行いました。

下水道施設整備につきましては、磯崎字長田地内の下水道管渠築造工事等を実施しました。

また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、復興交付金事業、災害復旧事業により小石浜雨水ポンプ場工事、蛇ヶ崎排水区雨水管渠築造工事等を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として5億8,631万円を償還しました。

水道事業会計につきましては、平成28年度水道事業の業務量は年度末給水人口1万4,606人、年度末給水戸数5,665戸、年間総排水量200万6,000立方メートル、年間有収水量172万6,000立方メートルでありました。

水道事業収益につきましては、5億5,080万3,000円となり、復興事業による施設建設がほぼ完了したことや、新規住宅着工の減少に伴う加入金の減により、前年度に比し592万円の減収となっております。

水道事業費用につきましては、5億2,342万5,000円となり、漏水等による修繕費の減、仙南・仙塩広域水道の契約水量の減などに伴い、前年度に比し1,562万4,000円の減額となりました。

この結果、収益的収支では、2,737万8,000円の純利益が生じました。

資本的収支につきましては、資本的収入としまして、二子屋浄水場施設建設工事（用地造成）に係る企業債及び復興事業に係る配水管移設工事の負担金を受け入れております。

また、資本的支出としまして、二子屋浄水場施設建設工事の用地造成を実施したほか、復興事業に係る東日本大震災に係る配水管移設工事等を実施しました。

この結果、資本的収入3,763万2,000円に対し、資本的支出が6,418万2,000円となり、差引不足額2,655万円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填してお

ります。

平成28年度においては震災に起因する大規模漏水の発生はありませんが、今後とも管渠等の状況について注視していくとともに、今後も関係部署との連携を密にし、需要者に支障が出ないよう十分に配慮してまいります。

以上が水道事業会計の決算であります。今後も需要者へのサービス向上に努める所存であります。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案の理由の説明が終わりました。

以上で、議案第87号から議案第95号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、休憩に入りたいと思います。再開を2時15分といたします。

午後2時02分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第30 報告第8号 平成28年度松島町健全化判断比率について

日程第31 報告第9号 平成28年度松島町資金不足比率について

○議長（片山正弘君） お諮りします。日程第30、報告第8号及び日程第31、報告第9号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括で報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略いたします。

このことについてご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声あり、なしと認めます。

報告第8号及び報告第9号の報告を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第8号平成28年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見

を付し平成28年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がない（黒字）ため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、9.4%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可、協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、財政健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合、広域連合等の地方債償還負担金など、平成28年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、71.2%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成28年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

説明につきましては9号の報告を終わりましたからあわせて報告させます。

報告9号平成28年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成28年度松島町資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では、地方公営事業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成28年度決算で資金不足額がない（黒字）ため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「<sup>なし</sup>」なしと記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ事業の規模を記載しており、営業収益の額（営業収益に相当する収入額）から受託工事の収益の額（受託工事収益に相当する収入額）を控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成28年度松島町資金不足比率についてのご報告とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） それでは、平成28年度の健全化判断比率、資金不足比率について説明します。お手数ですが、A4判横使いの報告第8号及び第9号の健全化判断比率等についての参考資料をごらんいただきたいと思います。

町長の説明と重複するものもありますが、ご了承願います。

1ページをお開き願います。

健全化判断比率として、4つの財政指標について町の財政状況を客観的にあらわすもので、国が示した計算方法により求めるものです。

その結果、4つの比率はここに記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、平成28年度の実質赤字比率はマイナス79.99%で、前年度より黒字の割合が増加しております。これは、一般会計の実質収支額において東日本大震災復興交付金事業の実施における不用額が多かったことにより、実質収支額が増となったことによるものでございます。そのほかの表が、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載してあるとおり、マイナス176.60%となっております。

このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス表記となっております。このことは、赤字は生じていない、黒字であるということです。

3ページをお開き願います。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであります。

3ページの表の右側の（8）に資金不足額または剰余額をあらわしております。

水道事業会計では、約14億100万円の剰余額があり、また、観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計もそれぞれ剰余額を有しており、資金不足にはなっていない状況にあります。

資金不足比率については、4ページから5ページにおいて説明させていただきます。

資金不足比率は、資金不足額を営業収益の額または営業収益に相当する収入の額など、事業規模で除して求めるものであり、その結果プラスの数値で、高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス260.73%で、また、5ページに記載のとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足額がゼロになりますので、分母の事業の規模に関係なくゼロ%となっております。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は資金の不足はしていないということになります。

6ページをお開き願います。

この表は、地方債などの負担額の大きさを、実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。

①から⑮までの数字は、国の統計調査である決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これをもとに国が示した計算方法で算出したものです。

この結果、実質公債費比率は9.4%で昨年度より0.4ポイントの増となりました。

7ページをお開き願います。

この表は、将来負担比率を求めたものです。この将来負担比率は地方債や債務負担行為にかかわるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものです。

この計算は、このページの下の方のとおりであり、平成28年度の将来負担率は71.2%となっており、前年度から3.6ポイント減少しております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） ここで皆さんから、今説明を受けた中での質疑がございましたら、質疑を受けたいと思います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声あり、質疑なしと認めます。

報告第8号及び報告第9号の報告を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、9月4日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時25分 散会